（削る。）

（変更の許可の申請）

第十一条　法第三十条において読み替えて準用する漁業法第四十七条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　申請に係る指定養殖業の種類

三　許可の年月日及び許可の番号

四　変更の内容

五　変更の理由

２　農林水産大臣は、前項の申請書のほか、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（相続又は法人の合併若しくは分割の届出）

第十二条　法第三十条において準用する漁業法第四十八条第一項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、同条第二項の規定によりその旨を農林水産大臣に届け出るときは、その事実を証する書面を添えなければならない。

（許可証の書換交付の申請）

第十三条　許可養殖業者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき（第十五条第二号から第五号までに掲げる場合を除く。）は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換交付を申請しなければならない。

（許可証の再交付の申請）

第十四条　（略）

（許可証の書換交付及び再交付）

第十五条　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一　第十三条の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

二　法第三十条において準用する漁業法第四十四条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

三　法第三十条において準用する漁業法第四十七条の許可をしたとき。

四　法第三十条において準用する漁業法第四十八条第二項の規定による届出があったとき。

（削る。）

（変更の許可を要する事項）

第七条　法第三十条において準用する漁業法第六十一条の農林水産省令で定める事項は、養殖場において養殖することができる水産動植物の量の増加とする。ただし、当該申請をする許可養殖業者が同一の都道府県の区域内に所在する他の養殖場において許可を受けている場合であって、当該都道府県において養殖することができる水産動植物の量の合計に変更がないときは、この限りでない。

（変更の許可の申請）

第八条　法第二十六条第一項の許可を受けた養殖場について法第三十条において準用する漁業法第六十一条の変更の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者は、理由を付して農林水産大臣に申請しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

２　農林水産大臣は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（新設）

（許可証の書換交付の申請）

第九条　許可養殖業者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき（第十一条第二号から第六号までに掲げる場合を除く。）は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換交付を申請しなければならない。

（許可証の再交付の申請）

第十条　（略）

（許可証の書換交付及び再交付）

第十一条　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一　第九条の規定による書換交付（第七条ただし書の場合を除く。）又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

（新設）

二　法第三十条において準用する漁業法第六十一条の許可をしたとき。

三　法第三十条において準用する漁業法第六十二条第二項の規定による届出があったとき。

四　法第三十条において準用する漁業法第六十三条において準用する同法第三十四条第一項の規定により許可に制限若しくは条件を付け、又は同項の規定により付けた制限若しくは条件を変更し、若しくは取り消したとき。